

令和5年8月

事業者各位

世田谷区契約担当者

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえた  
新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止について

令和5年5月8日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されました。この位置づけ変更により、今後の感染対策については個人や事業者の判断に委ねることを基本とし、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなりました。

以上のことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る区発注工事等の対応について（令和2年4月）」につきましては、廃止することとしますのでお知らせいたします。なお、「半導体不足等に伴う資機材の納期の遅れ等に伴う工事の対応について（令和4年2月）」については継続して適用することとします。

事業者各位におかれましては、当該対応にご理解いただくとともに、傘下の下請事業者等にも当該対応について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

**【問合せ先】**

世田谷区財務部経理課契約係 電話03-5432-2150～52・2435

世田谷区教育委員会事務局教育総務課経理係 電話03-5432-2655